

奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課が所管する補助金に係る  
財産の処分の制限等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、他に定めがあるもののほか、奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課が所管する補助金の交付に関し、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）第20条本文に規定する知事の承認の方法及び同条ただし書に規定する知事が別に定める期間について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる補助事業)

第2条 この要領の対象となる補助事業（以下「対象補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

(財産処分承認の対象となる期間)

第3条 対象補助事業に係る規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表に掲げる期間とする。

(承認の申請)

第4条 対象補助事業に関し、規則第20条の規定による財産処分の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第5条 知事は、前条の申請書を受理した場合において適当と認めるときは、財産処分を承認し、申請者に対して文書により通知するものとする。この場合において、知事が必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 前条の規定による承認の通知を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、財産処分の承認申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(財産処分の報告)

第7条 承認を受けた者は、対象補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「補助設備等」という。）を処分した後、2週間以内に財産処分報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、補助設備等の処分が完了したことを報告しなければならない。

- (1) 補助設備等の処分の内容を証する書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による報告を受けて、補助金の全部又は一部を返還させる必要があると認めるときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(返還額の算定)

第9条 前条の規定により補助金の一部を返還させる必要がある場合の返還額は、省令第5条第1項第2号に規定する定率法の例により算定した補助設備等の処分時の価格に補助率（補助金交付額÷補助対象経費）を乗じた額とする。

(補助金返還免除の特例)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 災害等補助事業者の責に帰することができない事由によって使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態となった場合の取り壊し、廃棄等
- 二 道路拡張整備等の補助事業者の責に帰することができない事由によるやむを得ない取り壊し等（相当の補償を得ているものの、代替設備等を設置しない場合を除く。）

(承認の取消し)

第11条 知事は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助設備等の処分の承認を受けた場合
- 二 財産処分承認申請書（第1号様式）に記載の内容と異なる処分を行った場合
- 三 第5条後段の規定による知事が付した条件に違反した場合
- 四 第8条の規定による返還期限までに返還しない場合
- 五 この要領の規定に違反した場合

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

家庭用太陽光発電設備設置補助事業
奈良県家庭における自立分散型エネルギー普及促進事業
奈良県家庭用太陽光発電設備利用効率化促進事業
スマートハウス普及促進事業
小水力発電設備設置事業
奈良県製造業者向け省エネ・節電対策補助金
中小企業者向け省エネ推進事業
事業所省エネ推進事業
奈良県事業所再生可能エネルギー熱利用促進事業
奈良県事業所再生可能エネルギー等熱利用促進事業
災害時エネルギー自給支援事業
EV・LPガス発電を活用した避難所への電力供給事業
EVを活用した飛鳥地域振興支援事業
事業所エネルギー効率的利用推進事業
地域エネルギー資源活用支援事業
水素ステーション整備支援事業

<参考>財産処分手続きの流れ

